建築物省エネ法
判定業務規程

一般財団法人　大分県建築住宅センター

令和８年４月１日

目次

第１章　総則
　第１条（趣旨）
　第２条（基本方針）
　第３条（判定の業務を行う時間及び休日）
　第４条（事務所の所在地）
　第５条（判定の業務を行う区域）
　第６条（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）
第２章　判定の業務の実施の方法
　第７条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
　第８条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）
　第９条（判定の実施方法）
　第10条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）
　第11条（適合判定通知書の交付等）
第３章　適合性判定員等
　第12条（適合性判定員の選任）
　第13条（適合性判定員の解任）
　第14条（適合性判定員の配置）
　第15条（適合性判定員の教育）
　第16条（判定の業務の実施及び管理の体制）
　第17条（秘密保持義務）
第４章　判定料金等
　第18条（判定料金の納入）
　第19条（判定料金を減額するための要件）
　第20条（判定料金を増額するための要件）
　第21条（判定料金の返還）
第５章　雑則
　第22条（登録の区域等の掲示等）
　第23条（判定業務規程の公開）
　第24条（財務諸表等の備付け）
　第25条（財務諸表等に係る閲覧の請求）
　第26条（帳簿及び書類の保存期間）
　第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）
　第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）
　第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
　第30条（判定の業務に関する公正の確保）
　第31条（損害賠償保険への加入）
　第32条（事前相談）
附則

第１章　総　　則

（趣　旨）

第１条　この判定業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人大分県建築住宅センター（以下「当機関」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第１項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第２条　判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（判定の業務を行う時間及び休日）

第３条　判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

２　判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日

(3)　12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(4)　その他、特に理事長が指定する日

３　判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前２項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第４条　当機関の所在地は、大分市生石二丁目１番 30 号とする。

（判定の業務を行う区域）

第５条　当機関の業務区域は大分県の全域とする。

（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）

第６条　当機関は、法第 38 条第１項第１号イの(1)から(6)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第２章　判定の業務の実施の方法

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）

第７条　建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、当機関に対し施行規則第３条第１項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、当機関に対し、施行規則第４条第１項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

３　軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、当機関に対し、別記様式第１による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。

４　登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）であるものに対し、法第 11 条第１項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 11 年建設省令第 20 号）第３条第１項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第７条の２第１項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第３条第１項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第７条の２第１項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第１項の規定にかかわらず、施行規則第３条第１項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

５　登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第２項の規定にかかわらず、施行規則第３条第１項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみな

す。

6　前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条　当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

(1)　提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。

(2)　提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。

(3)　提出書類等に形式上の不備がないこと。

(4)　提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(5)　提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2　当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。

3　提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。

4　第1項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、引受承諾書を交付する。この場合、当機関は、提出者等と別に定める判定業務約款に基づき、判定に係る契約を締結するものとする。

5　前項の判定業務約款に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

(1)　提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、当機関の求めに応じ、判定のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(2)　判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a)　判定料金の額に関すること。

(b)　判定料金の納入期日に関すること。

(c)　判定料金の納入方法に関すること。

(3)　判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a)　適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b)　提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の当機関に帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

(4)　契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a)　適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。

(b)　提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c)　提出者等は、当機関が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d)　当機関は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e)　(d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5)　当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a)　当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b)　当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c)　提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

6　第 4 項の規定の書面の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

（判定の実施方法）

第 9 条　当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。

2　判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。

3　適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。

4　当機関は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）

第 10 条　提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

2　前項の場合においては、当機関は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

3　第 1 項の規定により提出される書面の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（適合判定通知書の交付等）

第 11 条　当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあっては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

2　当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

3　当機関は、前 2 項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。

(1)　提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2)　判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の当機関の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。

(3)　判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

(4)　建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

4　当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第 5 条（同令第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、速やかに別記様式第 2 による軽微変更該当証明書を交付する。

5　当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときにあっては別記様式第 3 による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第 4 による

軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

6　適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。

7　適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章　適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第12条　理事長は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

2　適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3　適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

第13条　理事長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

(1)　業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合性判定員の配置）

第14条　判定の業務を実施するため、適合性判定員を当機関に2人以上、配置する。

2　前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。

3　当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

（適合性判定員の教育）

第15条　適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、当機関の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

（判定の業務の実施及び管理の体制）

第16条　判定の業務に従事する職員を、第14条第1項の規定により配置された適合性判定員を含め、当機関に3人以上配置する。

2　当機関は、法第38条第1項第3号に規定する専任の管理者に事務局長を任命する。

3　専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

（秘密保持義務）

第 17 条　当機関の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 4 章　判定料金等

（判定料金の納入）

第 18 条　提出者等は、別表 3 に定める判定料金を、現金又は銀行振込により納入する。ただし、当機関がやむを得ない事由があると認める場合は、別の納入方法によることができる。

2　前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

（判定料金を減額するための要件）

第 19 条　判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1)　建築物に評価対象となる室がない場合や、評価対象設備がないとき。

(2)　第 7 条第 4 項又は第 5 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

(3)　判定の業務以外の業務（(2)に係る業務を除く）の申請により判定の業務に対する基準への適合が確認できるとき。

（判定料金を増額するための要件）

第 20 条　判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。

（判定料金の返還）

第 21 条　納入した判定料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第 5 章　雑則

（登録の区域等の掲示等）

第 22 条　当機関は、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ（https://okjc.or.jp）において公表するものとする。

（判定業務規程の公開）

第 23 条　当機関は、この規程を業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

（財務諸表等の備付け）

第 24 条　当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第 25 条　利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1 部につき 500 円を支払わなければならないものとする。

(1)　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2)　前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3)　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4)　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、当機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(a)　当機関の使用に係る電子計算機と法第 54 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(b)　磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c)　(a)及び（b）に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 26 条　帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1)　法第 47 条第 1 項の帳簿　建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで

(2)　提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類　15 年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 27 条　前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後にあっては施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

2　前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第 28 条　当機関は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

2　当機関は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

3　第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 25 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 26 条に、それぞれ準ずることとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 29 条　当機関は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（判定の業務に関する公正の確保）

第 30 条　当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2　当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

(1)　設計に関する業務

(2)　販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3)　建設工事に関する業務

(4)　工事監理に関する業務

3　当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、当機関以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

(1)　当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合

(2)　当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

4　前 3 項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5　適合性判定員又は当機関の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第 31 条　当機関は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間一億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

第 32 条　提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（附則）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

（附則）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

（附則）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

（附則）

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する。

（附則）

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

（附則）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

（附則）

この規程は、令和 7 年 1 月 23 日より施行する。

（附則）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

（附則）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1-1

適合判定通知書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

1 ～ 3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「○○○」）
4 ～ 5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6 ～ 9 桁目	西暦
10 桁目	1 ：新築 2 ：増築・改築
11 桁目	1 ：床面積の合計が 300 ㎡未満 2 ：床面積の合計が 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 3 ：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 4 ：床面積の合計が 2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 5 ：床面積の合計が 10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満 6 ：床面積の合計が 50,000 ㎡以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、００００１から順に付するものとする。）

別表 1-2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

1 ～ 3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「○○○」）
4 ～ 5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6 ～ 9 桁目	西暦
10 桁目	1 ：新築 2 ：増築・改築
11 桁目	1 ：床面積の合計が 300 ㎡未満 2 ：床面積の合計が 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 3 ：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 4 ：床面積の合計が 2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 5 ：床面積の合計が 10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満 6 ：床面積の合計が 50,000 ㎡以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、００００１から順に付するものとする。）

【 料 金 表 】　　令和 8 年 4 月 1 日

● 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

別表 2-1

一戸建ての住宅　（消費税込み、単位：円）			
住宅の種別	外皮評価方法		評価対象無し 又は 他業務活用(※)
	標準計算	仕様基準 気候風土適応住宅	
下記以外の一般住宅	46,000	28,000	10,000
型式性能認定住宅	33,000		10,000

※「他業務活用」とは当機関における建築物エネルギー消費性能適合性判定業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合とする。
他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、外皮評価方法を変更しない場合に限る。

別表 2-2

共同住宅等（共同住宅、長屋、兼用住宅、併用住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅）　（消費税込み、単位：円）					
住宅の種別	対象部分	申請戸数	外皮評価方法		評価対象無し 又は 他業務活用(※)
			標準計算（住戸部分） 標準入力法（共用部分）	仕様基準 気候風土適応住宅	
下記以外の一般住宅	住戸部分	1 戸	46,000	28,000	10,000
		2 戸以上	106,000 + 3,000×申請戸数	53,000 + 2,000×申請戸数	9,000 + 1,000 ×申請戸数
	共用部分	20 戸未満	55,000		10,000
		20 戸以上	110,000		
型式性能認定住宅	住戸部分	1 戸	33,000		10,000
		2 戸以上	35,000 + 6,000×申請戸数		9,000 + 1,000 ×申請戸数
	共用部分	－	35,000		10,000

※「他業務活用」とは当機関における建築物エネルギー消費性能適合性判定業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合とする。
他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、外皮評価方法を変更しない場合に限る。

住宅特記事項

1. 住宅と非住宅建築物の複合建築物の申請の場合は、住宅の料金と非住宅建築物の料金の合計とする。

2. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
   ① 次のいずれかに該当する場合は上表の料金とする。
      ・ 用途分類を変更する場合
      ・ 評価方法の変更（標準計算⇔仕様基準　等）
      ・ 直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合（新規で申請）
   ② 当初の申請料金に他業務活用を適用している場合は、上表における他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。
   ③ 審査を伴わない変更申請については 5,500 円（消費税込み）とする。

3. 通知書の交付前までに大規模な計画の変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。
   ただし、外皮評価方法を変更しない場合に限る。

4. 軽微変更該当証明の申請（軽微な変更ルート C）に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とする。

5. 適合判定通知書、軽微変更該当証明書を再発行する場合は、1 通につき 5,500 円（消費税込み）とする。

6. 同時期・同敷地に同プランで複数の申請を行う場合で、計算に係る審査が不要である申請については他業務活用の料金を適用する。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

別表 2-3

非住宅建築物　（消費税込み、単位：円）					
対象面積（㎡）	標準入力法		モデル建物法 モデル建物法（小規模版）		評価対象無し 又は 他業務活用(※)
	別表 分類A，B	別表 分類C	別表 分類A，B	別表 分類C	
～ 100 未満	159,000	72,000	73,000	44,000	
100 ～ 300 未満	204,000	99,000	88,000	53,000	
300 ～ 500 未満	228,000	114,000	96,000	58,000	
500 ～ 1,000 未満	264,000	147,000	108,000	69,000	
1,000 ～ 2,000 未満	303,000	171,000	121,000	77,000	
2,000 ～ 3,000 未満	375,000	231,000	145,000	97,000	
3,000 ～ 4,000 未満	480,000	288,000	180,000	116,000	
4,000 ～ 5,000 未満	588,000	348,000	216,000	136,000	30,000
5,000 ～ 10,000 未満	738,000	435,000	266,000	165,000	
10,000 ～ 20,000 未満	879,000	519,000	313,000	193,000	
20,000 ～ 50,000 未満	1,101,000	636,000	387,000	232,000	
50,000 ～ 100,000 未満	1,350,000	810,000	470,000	290,000	
100,000 ～ 200,000 未満	1,674,000	1,059,000	578,000	373,000	
200,000 ～ 300,000 未満	2,220,000	1,332,000	760,000	464,000	
300,000 ～	3,045,000	1,821,000	1,035,000	627,000	

※「他業務活用」とは当機関における建築物エネルギー消費性能適合性判定業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合とする。
他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、評価方法を変更しない場合に限る。

非住宅建築物特記事項

1. 用途分類は、別表による。

2. 対象面積の算定は、分類 A と B においては建築基準法における延べ面積とする。
分類 C においては計算対象となる室の合計面積とする。
複合用途の建築物は各用途の対象面積の合計とする。ただし、計算を要しない用途の対象面積は含めない。

3. 増改築の場合、増改築部分の対象面積をもとに料金を適用する。

4. 用途分類が複数ある場合は、分類 A 又は B が含まれる時、「分類 A,B」欄の料金とする。

5. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
① 次のいずれかに該当する場合は上表の料金とする。
・ 用途分類を変更する場合
・ モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
・ 評価方法の変更（標準入力法⇔モデル建物法⇔モデル建物法（小規模版））
・ 直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合（新規で申請）
② 当初の申請料金に他業務活用を適用している場合は、上表における他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。
③ 審査を伴わない変更申請については 5,500 円（消費税込み）とする。

6. 通知書の交付前までに大規模な計画の変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。
ただし、評価方法を変更しない場合に限る。

7. 軽微変更該当証明の申請（軽微な変更ルート C）に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
① 直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とする。
② 当初の申請料金に他業務活用を適用している場合は、上表における他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。

8. 適合判定通知書、軽微変更該当証明書を再発行する場合は、1 通につき 5,500 円（消費税込み）とする。

9. 同時期・同敷地に同プランで複数の申請を行う場合で、計算に係る審査が不要である申請については他業務活用の料金を適用する。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

注：軽微な変更ルート A 及び B については確認検査手数料を参照

別表 2-4　用途分類表

分類 A	
区分コード	用途
08140	図書館その他これに類するもの
08150	博物館その他これに類するもの
08152	美術館その他これに類するもの
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
08190	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)
08210	児童福祉施設等(建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等をいい、前 4 項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)
08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)
08260	病院
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)
08400	ホテル又は旅館
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
08530	劇場、映画館又は演芸場
08540	観覧場
08550	公会堂又は集会場
08560	展示場
08590	ダンスホール
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの

対象外	
区分コード	用途
08010	一戸建ての住宅
08020	長屋
08030	共同住宅
08040	寄宿舎
08050	下宿

分類 C	
区分コード	用途
08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
08320	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき建設大臣が指定する施設
08340	工場(自動車修理工場を除く。)
08350	自動車修理工場
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08420	畜舎
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
08490	自動車車庫
08500	自転車駐車場
08510	倉庫業を営む倉庫
08520	倉庫業を営まない倉庫
08610	卸売市場
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの

分類 B	
区分コード	用途
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
08070	幼稚園
08080	小学校
08082	義務教育学校
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
08100	特別支援学校
08110	大学又は高等専門学校
08120	専修学校
08130	各種学校
08132	幼保連携型認定こども園
08180	保育所その他これに類するもの
08192	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)
08220	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)
08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
08410	自動車教習所
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)
08450	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。)
08470	事務所
08570	料理店
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)

※その他（08990）は、ご相談ください。